

所管部課	子育て支援部 保育課	部長	吉沢 寿子	東大和市立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱外1件について
件名		区分	1 審議事項 <input type="radio"/> 2 報告事項 <input type="radio"/>	
関係事項	条例 規則	私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱 (国) 私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助金交付要綱 (東京都)		
機関	部課 機関	東京都生活文化局 私学部私学振興課		

1 要旨

(1) 以下2件の単年度要綱を平成29年度要綱として制定するもの。

(2) 平成29年度東大和市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱

①昨年度要綱との比較

今回、平成29年度幼稚園就園奨励費補助金について、一部階層に対し、国庫補助限度額が引き上げられたことを受け、補助金額を下記のとおり定めるものである。

ア 市民税非課税世帯及び市民税所得割額が非課税となる世帯の第2子について、就園奨励費補助金の補助額を増額する。

第2子(年額) 290,000円→308,000円に18,000円の増額

イ 市民税所得割額が77,100円以下の世帯の第1子及び第2子について、就園奨励費補助金の補助額を増額する。

第1子(年額) 115,200円→139,200円に24,000円の増額

第2子(年額) 211,000円→223,000円に12,000円の増額

ウ 市民税所得割額が77,100円以下のひとり親世帯等の第1子について、就園奨励費補助金の補助額を増額する。

第1子(年額) 217,000円→272,000円に55,000円の増額

②影響及び効果

ア 市民税非課税世帯及び市民税所得割額が非課税となる世帯の第2子分の保育料負担が軽減される。

イ 市民税所得割額が77,100円以下の世帯の第1子及び第2子分の保育料負担が軽減される。

ウ 市民税所得割額が77,100円以下のひとり親世帯等の第1子分の保育料負担が軽減される。

③施行日 決裁日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

(3) 平成29年度東大和市私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助金交付要綱

①昨年度要綱との比較

ア 児童福祉法の一部改正に伴い、「情緒障害児短期治療施設」の名称が「児童心理治療施設」に変更されるため、本補助金においても「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

②施行日 決裁日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

2 経過(現時点に至るまでの経過)

(1) 平成29年5月8日 私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱に係る通知あり

(2) 平成29年6月12日 私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助金交付要綱に係る通知あり

3 留意事項(問題点等)

4 主管部処理案(検討結果等)

庁議終了後、速やかに起案の事務を進めたい。

5 審議結果

注: 定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。